

特別警報及び警報発表時等における授業及び登下校に関する内規

令和2年12月25日改正

- 1 気象等に関する特別警報並びに津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報（以下「特別警報」という。）及び暴風警報発表時の授業及び登下校については、原則としてこの内規に定めるところによる。
- 2 登校前、すでに三重県北部又は中部地域のいずれかの市町に特別警報又は暴風警報のいずれかが発表されている場合は、次のように処置する。
 - (1) 始業時刻2時間前までに、発表されている特別警報及び暴風警報が解除された場合は、平常どおりに授業を行う。
 - (2) 法経科第1部、食物栄養学科及び生活科学科の場合は、当日午前11時までに、発表されている特別警報及び暴風警報が解除された場合は、午後の授業から開始する。ただし、三重県北部又は中部地域のいずれかの市町以外の市町村から通学する学生は、当該市町村において特別警報及び暴風警報が解除されていない場合は登校しないものとする。
 - (3) 法経科第1部、食物栄養学科及び生活科学科の場合は当日午前11時現在、法経科第2部の場合は午後4時現在、三重県北部又は中部地域のいずれかの市町に特別警報又は暴風警報のいずれかが発表されている場合は、その日の授業は行わない。
 - (4) 特別警報及び暴風警報の気象警報に起因する交通途絶又は戸外通行による危険性が高いため、登校できなかつた場合は、事情を記して届け出れば欠席として取り扱わない。
- 3 登校後、三重県北部若しくは中部地域のいずれかの市町又は学生が居住する市町村に特別警報又は暴風警報のいずれかが発表された場合は、次のように処置する。
 - (1) 気象等の状況から判断し、学生を安全に帰宅させ得ると認めた場合は、状況に従って速やかに下校させる。
 - (2) 遠距離で帰宅が困難な場合又は戸外通行による危険性が高いと認めた場合は、その安全が確保できるまで学生を学内の最も安全な場所に残留させる。
- 4 特別警報及び暴風警報以外の気象警報が発表された場合は、その都度学長が判断する。

【参考】

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。